

## 橿原市子ども読書活動推進会議設置規程

(平成20年6月30日教育長訓令甲第3号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定により策定された橿原市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の進捗状況の点検及び評価のため、橿原市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の点検及び評価に関すること。
- (2) 推進計画の点検及び評価に必要な調査及び検討に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、図書館主幹をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員は、次に掲げる課及び部会の長が指名する者をもって充てる。
  - (1) 教育総務課
  - (2) 学校教育課
  - (3) 社会教育課
  - (4) 中央公民館
  - (5) 図書館
  - (6) 小学校図書館部会
  - (7) 中学校図書館部会
  - (8) 福祉政策課
  - (9) 児童福祉課
  - (10) 健康増進課
- 5 委員長、副委員長及び委員の任期は、推進計画の進捗状況の点検及び評価に係る事務を完了したときまでとする。

### (委員長等)

第4条 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長がこれを招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者、保護者等委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、生涯学習部図書館において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から実施する。